

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

厚生労働省関連とびっくす

1月15日に労働政策審議会よりおおむね妥当の答申を受けた厚生労働省では「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について、法律案を作成し今通常国会に提出する予定です。以下はその概要(抜粋)です。

改正の内容	施行予定日
○雇用保険率の改正(失業等給付に係る率の2/1000引き下げ)	平成28.4.1
○介護休業給付金(給付額の引き上げ 40% → 67%)	平成28.8.1
○65歳以上で新たに雇用される場合の雇用保険の適用 ○65歳以上の高年齢被保険者に対する失業給付等の支給 ○育児休業給付金の支給対象となる子の範囲の拡大(里親等) ○介護休業給付金の支給回数制限緩和(対象家族1人につき3回まで) ○マタニティハラスメント防止のための雇用管理上の措置新設 ○育児・介護にかかる申出をした派遣労働者への不利益取扱い禁止事項等の派遣先への適用 ○育児休業の申出ができる範囲の拡大(里親等、期間雇用者) ○介護休業分割取得を可能に(対象家族1人につき3回まで)、介護休業の申出ができる範囲の拡大(期間雇用者) ○子の看護休暇を半日単位で取得可能に ○介護休暇を半日単位で取得可能に ○介護のための所定外労働の制限の新設 ○介護のための所定労働時間の短縮等の措置の改正(介護休業しない場合で3年以上の期間、少なくとも2回以上の申し出を可能に) ○職場における育児・介護休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置の新設	平成29.1.1
○4月1日現在で満64歳以上の労働者の雇用保険料免除制度の廃止	平成32.4.1

「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」はこちらでご覧いただけます。

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000108756.html>